

## 高山市教育大綱の策定について

### 1. 大綱の位置付け

教育大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の3に基づき、地方公共団体の長が、総合教育会議における協議を踏まえ定める、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

高山市教育大綱（以下「大綱」という。）は、第八次総合計画の個別計画としての位置付けではなく、高山市教育振興基本計画をはじめ、子育てや教育に関する各種計画を推進していくにあたっての共通する考え方を示すものとする。

（参考）総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会にて構成され、①大綱の策定に関する協議、②教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議、③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議を行う。（法第1条の4）  
高山市においては、平成28年2月に設置

### 2. 大綱の期間

大綱に年限は設けない。なお、社会情勢の変化に応じ、必要と認めるときは、適宜、大綱の見直しを行う。

### 3. 大綱の内容

#### （1）大綱（案）

高山市と高山市教育委員会が、教育に関わる広い分野において、市民とともに取り組むにあたっての基本方針を大綱として定める。（別紙1・2参照）

（参考）大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているが、目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。（平成26年7月17日文部科学省局長通知）

#### （2）特に意識してすすめるべき点

基本方針をふまえ、特に意識してすすめるべき点を別に定める。（別紙3参照）

(3) 策定方法等

大綱の策定にあたっては、市民や議会の意見を聴くとともに、大綱の内容について周知に努める。